

川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 地域社会を災害から守るためには、その地域住民が自らのいのちとくらしを自らの力で守るという考えに立って行動しなければならない。市は、災害から住民を守るための諸対策の推進とあわせて住民の自主性を助長し、災害対策活動において両者一体の実をあげるための呼びかけを行ってきた。

この要綱は、これらの基本理念を踏まえ、川崎市自主防災組織育成指導要綱（57川土防第575号）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 活動助成金の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(交付の対象とする活動)

第3条 活動助成金の交付の対象とする自主防災組織の活動の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災訓練

- ア 消火訓練
- イ 救出救助訓練
- ウ 救命・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 情報収集・伝達訓練
- カ 給食・給水訓練
- キ 避難所設営・運営訓練
- ク 災害図上訓練
- ケ その他市長が適当と認めたもの

(2) 防災知識の啓発活動

- ア 防災に関する資料の作成及び配布
- イ 防災に関する映像等の上映会
- ウ 防災講演会の実施
- エ 防災関連施設（防災センター等）の視察
- オ その他市長が適当と認めたもの

(交付基準)

第4条 自主防災組織に対する活動助成金は、次の表に掲げる活動の規模及び種別ごとに、当該各欄の金額を交付する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額		
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円	15,000円
50人以上 300人まで	24,000円	6,000円	30,000円
301人以上 500人まで	32,000円	8,000円	40,000円
501人以上	40,000円	10,000円	50,000円

- 2 自主防災組織が消防法（昭和23年7月24日 法律186号）第8条に規定する訓練を実施した場合は、以下の金額を交付する。

ただし、同法に規定する訓練のほか、第3条各号に掲げる活動を併せて実施した場合には、前項の規定を適用する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額（円）
20人以上	5,000

- 3 前各項の活動助成金は、次の表に掲げる金額を毎会計年度中に交付することのできる限度額とし、当該金額の範囲を超えることはできない。

自主防災組織の構成世帯数	限度額（円）
300世帯まで	30,000
301世帯以上 500世帯まで	40,000
501世帯以上	50,000

（交付申請）

第5条 活動助成金の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、第3条に規定する活動を実施したときは、自主防災組織活動助成金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる申請書は、特別の事情がある場合を除き、活動を実施した日から起算して1箇月以内に提出するものとする。

- 3 前項に規定する期日を越えて申請を行う場合には、遅延理由書（第3号様式）に必要事項を記載し、申請書と併せて提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により活動助成金の額を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成申請書を提出した自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）に通知する。

（交付）

第7条 活動助成金は、前条第1項による交付決定後、原則として、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

（返還）

第8条 市長は、申請者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に該当する場合は、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(使途)

第9条 自主防災組織は、交付を受けた活動助成金の使途を明確にしておかなければならない。

(確認)

第10条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月15日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱の規定による様式によってなした、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱第5条に基づく交付申請は、平成20年7月31日までの間に限り、有効とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1448号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

担任		
----	--	--

自主防災組織活動助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 (_____) _____

次のとおり、自主防災組織の活動を実施しましたので、活動助成金の交付を申請します。

実 施 内 容	助成対象区分	実 施 内 容 (該当する項目をチェック)		
	防災訓練	☐ 消火訓練 ☐ 救出救助訓練 ☐ 救命・救護訓練 ☐ 避難・誘導訓練 ☐ 情報収集・伝達訓練 ☐ 給食・給水訓練 ☐ 避難所設営・運営訓練 ☐ 災害図上訓練 ☐ その他 (_____)		
		☐ 消防法第8条に規定する訓練 (消火・通報・避難)		
	防災知識の啓発活動	☐ 防災に関する資料の作成及び配布 ☐ 防災に関する映像等の上映会 ☐ 防災講演会 (ぼうさい出前講座) の実施 ☐ 防災関連施設 (防災センター等) の視察 ☐ その他 (_____)		
実 施 日 時	年 月 日 (時 分 から 時 分まで)			
実 施 場 所				
自主防災組織の構成世帯数	世帯	参 加 人 数	人	
申 請 額	円	既に助成を受けた額	円	
指 導 担 当 機 関	☐ 危機管理本部 ☐ 区役所 ☐ 消防署 ☐ その他 (_____)			

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

自主防災組織活動助成金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

川崎市

様

川崎市長

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織活動助成金の交付額につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

助成金交付額 _____ 円

(助成金交付の条件)

- 1 交付を受けた活動助成金の使途は明確にしなければならない。
- 2 虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部を返還させる。

担任		
----	--	--

遅 延 理 由 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名		
代 表 者 住 所		
代表者役職・氏名	(役職)	(氏名)
電 話	()	—

次の理由により、自主防災組織活動助成金申請書の提出が遅延しました。